

現場環境改善（熱中症対策・防寒対策）の実施について（お知らせ）

令和7年9月30日
令和8年7月30日
土木建築局技術企画課

現場環境改善（熱中症対策・防寒対策）（以下、「熱中症対策等」という）に要した費用については、実際にかかった費用を現場環境改善費率分の50%を上限に積上げ計上することとされていますが、土木工事標準積算基準書（共通編）の改訂に伴い、上限を100%に引き上げましたので、お知らせします。

1 対象工事

原則、全ての屋外工事（災害復旧事業を含む）を対象とする。

ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものは対象外とできる。

2 実施方法

- (1) 受注者は、熱中症対策等に着手する前に、工事打合せ簿へ熱中症対策等に必要な施設・設備の種類、規模、設置期間及び概算費用等を記載し、監督職員へ提出の上、協議する。
- (2) 監督職員は、対策の妥当性を確認の上、実施内容を指示する。
- (3) 受注者は、現場作業が終了するまでに、工事打合せ簿へ実施した内容（施設・設備の種類、規模、設置期間及び実際に要した費用等）を記入し、見積書等を添付し監督職員へ提出する。

3 実施にあたっての留意事項

- (1) 災害復旧事業は、現場環境改善（率計上）の対象外であることに留意すること。
- (2) 共通仮設費（現場環境改善費）として別途積上げ計上する費用は、現場管理費として率補正される費用と重複して積上げ計上しないよう留意すること。
共通仮設費（現場環境改善費）と現場管理費補正の対象となる具体例は、別紙を参考にすること。
ア 共通仮設費（現場環境改善費）に積上げ計上できる具体例
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策等とする。
例：遮光ネット・大型扇風機・送風機・製氷機・給水器・日除けテント・ミストファン・ジェットヒーター・冷暖房施設等の設置や休憩用車両の配備などに要する費用
イ 現場管理費に率補正される具体例
主に作業員個人に対する熱中症対策とする。
例：塩飴や経口補水液等の効果的な飲料水・空調服・熱中症対策キット等の支給などに要する費用

4 積算方法

熱中症対策等に要する費用は、当初発注時には計上せず、精算時に、実際にかかった費用を現場環境改善費率分の100%を上限に積上げ計上する。

- (1) リース品の場合
設置期間分のリース費用を計上する。
月極のリース価格^{※1}×設置月数
日極のリース価格^{※1}×設置日数
※1 リース価格が確認できる資料を見積書に添付

(2) 購入品の場合

設置期間分の減価償却費相当額を計上する。

購入価格^{※2}×設置日数／（耐用年数^{※3}×365）

※2 購入価格・購入年月日が確認できる資料を見積書に添付

※3 耐用年数は、積算時点における国税庁HP公開の耐用年数表を参考に算定する

<計算例>

耐用年数8年のミストファン（10万円）を購入し、100日間設置した場合

100,000円×100日／（8年×365日）＝3,424円（1円未満切捨て）

※積上げ計上する際は、千円未満切捨てに留意（積算基準書Ⅰ-109「現場環境改善費の積算」参照）

表 【参考（令和8年7月時点）】 耐用年数表

項目	耐用年数（年）	国税庁品目	
		構造・用途	細目
遮光ネット	8	日よけ設備	その他のもの
大型扇風機	8	電気機器	その他のもの
送風機	8	電気機器	その他のもの
製氷機	6	電気機器	電気冷蔵庫に類するもの
給水器	6	電気機器	電気冷蔵庫に類するもの
日除けテント	8	日よけ設備	その他のもの
ミストファン	8	電気機器	その他のもの
ジェットヒーター	6	電気機器	暖房用機器
休憩用車両	6	一般用のもの	その他のもの

国税庁HP>税の情報・手続・用紙>税について調べる>タックスアンサー（よくある税の質問）>タックスアンサーコード一覧>N o. 2100 減価償却のあらまし>関連リンク>主な減価償却資産の耐用年数表

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/pdf/2100_01.pdf

5 適用

単価適用日「080801」以降を適用する工事

共通仮設費（現場環境改善費）と現場管理費補正の具体例

1 共通仮設費（現場環境改善費）に積上げ計上できる具体例

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策とする。

例：遮光ネット・大型扇風機・送風機・製氷機・給水器・日除けテント・ミストファン・冷暖房施設等の設置や休憩用車両の配備などに要する費用

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



作業員休憩所から離れている箇所に休憩車を配置
(車内にクーラーや温冷庫を設置)



給水器



製氷機



写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

2 現場管理費に率補正される具体例

主に作業員個人に対する熱中症対策とする。

例：塩飴や経口補水液等の効果的な飲料水・空調服・熱中症対策キット等の支給などに要する費用

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト



熱中症対策キット



写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)